

「交通遺児等育成資金貸付のご案内」

独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故により死亡された方、又は重度の後遺障害になられた方のお子様（0歳から中学生まで）に対して次の条件で「無利子」の育成資金をお貸ししています。

貸付申込者 お子様を扶養している保護者

貸付金額 （お子様一人につき）はじめに 一時金 十五万五千円

貸付期間中、毎月 二万円

小中学校入学時に入学支度金 四万四千元

貸付期間 貸付が決定した月から中学校卒業の月まで

返済期間 中学校卒業後、一年据え置いてから月賦等により二十年以内の均等払い

で返還。ただし、高校、大学等へ進学した場合、在学中は返還猶予

「重度後遺障害者介護料支給のご案内」

独立行政法人自動車等事故対策機構では、自動車事故によって頭部、脊髄又は胸腹部臓器に損傷を受け、重度の後遺障害を遺し、常時、又は随時介護を要する方へ次の要領で介護料を支給しています。

支給資格者 自賠責認定通知書が一級一号・二号、又は二級一号・二号の方（平成十四年三月三十一日以降については、一級三号・四号、又は二級三号・四号の方）、及びこれと同等であると機構が判断した方

申請者 支給資格者の法定代理人又は扶養している方

介護料 月額二万九千二百九十円～十三万六千八百八十円の範囲で症状に応じて支給

支給期間 申請書類を受理した日から介護料を支給する事由が消滅した月まで

【お問合せについて】

山口市吉敷下東一―三―一 山陽ビル吉敷二階

独立行政法人自動車事故対策機構山口支所 業務

TEL ○八三―九二四―五四一九